

# 認定農業者になりませんか

## 認定農業者とは

- 5年後の経営目標達成に向けて「農業経営改善計画認定申請書」を作成し、市が認定した農業者のことです。(市が策定する「地域計画」の担い手に位置付けられます)
- 認定は、「性別」「年齢」「専業・兼業」など問わず、どなたでも申請することができます。
- 認定期間は5年間です。5年ごとに計画を見直し、資格を継続(再取得)する手続きが必要となります。

### 《Step 1》



申請書を作成

市職員がサポートします

### 《Step 2》



市に提出  
(市で審査)

審査に約1か月要します

### 《Step 3》



『認定農業者』  
に認定

様々な支援があります

## 認定農業者が受けることのできる具体的な支援措置(例)

	支援措置の名称	支援措置の内容
経営所得安定対策	● 畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)	諸外国との生産条件の格差による不利のある畑作物(麦、大豆、そば、なたね等)を生産する農業者に対して、経営安定のための交付金(標準的な生産費と販売価格の差額)を直接交付します。
	● 米・畑作物の収入減少影響緩和交付金(ナラシ対策)	収入減少による農業経営の影響を緩和するため、米・麦・大豆等の当年産の販売収入の合計が、標準的収入を下回った場合に、その差額の9割を補填します。(補填の財源は、農業者1:国3の割合で負担)
融資	● 農業経営基盤強化資金(スーパーL資金)	農業用機械や施設の整備などに制度資金が活用できます。また、目標地図に位置付けられている場合は、貸付当初5年間の実質無利子化となります。
税制	● 農業経営基盤強化準備金制度	経営所得安定対策等の交付金を農業経営基盤強化準備金として積み立てた場合、所得の計算上、この積立金を個人は必要経費、法人は損金に算入できます。また、圧縮記帳することもできます。
設備投資支援	● 担い手農業経営支援事業(市独自補助金)	認定農業者(個人・法人)、認定新規就農者及び生産組織に対して、農業機械導入にかかる経費の一部を支援します。(補助率1/5以内、補助上限20万円 ※スマート農業機械は上限30万円)
農地の借り受け	● 農地中間管理事業(農地バンク)	目標地図の達成のため、農地中間管理機構を介して農地を借り受け、必要に応じて条件整備などを行い、担い手がまとまりのある形で農地を耕作できるようになります。
年金	● 農業者年金	認定農業者等一定の要件を備えた方に対し、保険料の手厚い国庫助成・支援があります。(月額保険料2万円のうち4千円から1万円)

### 【問い合わせ先】

十日町市 産業観光部 農林課 農業企画係

☎ 025-757-3120

✉ t-norin@city.tokamachi.lg.jp